

令和5年度第1回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和5年7月26日（水） 午後7時00分～午後9時00分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 佐々木香委員 大谷詩織委員 橋本脩委員 小田妙子委員
池邊照彦委員 森山健史委員 波田桃子委員 鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、児童青少年課長、健康課長
子ども家庭部主幹 児童青少年係長、子ども家庭支援センター主査、
健康課主査 施設給付係長 保育・幼稚園係長、子ども政策担当主査、
子育て支援課係員2名
- (3) オブザーバー（コンサル） 株式会社創建

欠席者の氏名

物井かおり委員 米倉寿美子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長諮問
- 3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）
- 4 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて
- 5 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（令和5年度版）（案）について
- 6 その他
- 7 閉会

1 開会

・会長

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員が欠席し、〇〇委員が遅れる旨、事務局にご連絡が来ております。

委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

なお、令和5年4月1日付で〇〇委員が異動となり、新たに〇〇委員に加わっていただき

ました。また〇〇委員の後任として〇〇委員に加わっていただきました。

〇〇委員、〇〇委員より一言自己紹介をいただければと思います。〇〇委員よろしくお願
いします。

・委員

〇〇です。よろしくお願いいいたします。

・会長

〇〇委員よろしくお願いします。

・委員

〇〇です。よろしくお願いします。

2 市長諮問

・会長

ありがとうございました。なお、本日は次第2としまして、市長からの諮問が予定されて
おります。それでは、事務局お願いいいたします。

・事務局

それでは、次第2市長諮問に移らせていただきます。市長より東久留米市子ども・子育て
会議条例第3条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に対する諮問をいたします。

・市長

令和5年7月26日。東久留米市子ども・子育て会議会長斎藤利之殿。東久留米市長富田
竜馬。諮問書。子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援
事業計画を定めるに当たり、同条第7項の規定により意見を求めます。

以上であります。よろしくお願いいいたします。

・事務局

それでは、市長、会長はお席へお戻りください。

ただいま、市長より会長に交付しました諮問書の写しは、これから事務局より各委員の方々
に配布いたします。

では、つづきまして市長より皆さまにご挨拶がございます。

富田市長お願いいいたします。

・市長

改めまして皆さんこんばんは。市長の富田でございます。皆様におかれましては、大変お
忙しい中、また夜分にもかかわらず、東久留米市子ども・子育て会議にご出席を賜りまして、
まことにありがとうございます。

現行の「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は当時の委員の皆様の間長期間に

わたる慎重なご審議をいただき策定したものでございます。

市では、この計画に基づき、保育所等施設整備や、学童保育所の提供体制の確保など、子ども・子育て支援に関わるさまざまな事業を進めてまいりました。

現行計画を策定した令和2年2月から、現在において、少子化や新型コロナウイルス感染症の流行など、児童を取り巻く状況は変化してきております。

国に置きましても本年4月1日よりこども家庭庁を発足し、これまで以上に子ども政策に強い姿勢で臨んでいます。

先ほど諮問させていただきました次期計画の策定についても、こうした国の動向に注目し、しっかりと情報収集を行い、委員の皆様への情報提供を行いながら、児童を取り巻く状況を注視し、次の5年間の計画策定に向け、さまざまな案件について、委員の皆様にはご審議いただくこととなります。

それぞれのお立場から、今までのご経験や知識に基づき、闊達なご議論・ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様方には、ご負担等をおかけする事になり、誠に恐縮ではございますが、何とぞ、ご理解・ご協力のほど宜しくようお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

・事務局

ありがとうございました。なお、市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

・会長

それでは、これから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

・事務局

おります。

・会長

本日の会議に対し傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、これを許可します。入場をお願いいたします。

傍聴の方が着席されましたので、事務局より、本会議での議題内容等について、ご説明をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否を表わす、騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただけるようお願いいたします。

・事務局

では、私の方から、本会議での議題内容等に関しまして、ご説明させていただきます。ま

ず、議題内容等の説明に入る前に、事務局で、4月1日付にて人事異動がございましたので、異動があった職員を紹介させていただきます。

・児童青少年課長

児童青少年課長の弓削です。よろしくお願いいたします。

・子ども家庭部主幹

子ども家庭部主幹の傳です。よろしくお願いいたします。

・事務局

異動に関する挨拶は以上でございます。

引き続きまして、本年度は株式会社創建と委託契約を結び、東久留米市子ども・子育て会議運営支援、調査資料作成等もお願いをしております。会議当日は、オブザーバーとして出席していただき、会議の円滑な運営に必要なサポートをしていただきます。

コンサルの方が交通機関の遅れでまだ到着していないので、後ほどご紹介させていただきたいと思います。

ここで少しお時間をいただきまして、今回新たに加わっていただきました委員の方もございますので、事務局より、「東久留米市子ども・子育て会議」についてご説明をさせていただきます。資料の方はございませんので、私の口頭の方で説明させていただきます。

この、子ども・子育て会議の位置づけや、会議の進め方を確認させていただき、委員の皆様方と共有するとともに、円滑な議事運営にご協力いただくよう、お願いいたします。

まず、黄色のファイルにございます、「東久留米市子ども・子育て会議条例」をご覧ください。黄色の付箋を貼っているところがございます。本会議は、同条例第1条にありますとおり、子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項の規定に基づき、平成25年8月に設置された、合議制の機関でございます。その設置目的は、市長の諮問に応じて、同条例第3条の(1)から(5)に掲げる事項を、処理することでございます。これに沿って、事務局にて議題を整理し、次第を作成しますので、この次第に応じてご議論をいただくこととなります。

なお、次第に設定のある議事に関する資料を、委員の方から、ご提出いただく場合には、限られた時間の中で円滑に議事を進行できるよう、委員提出資料を事前送付するために、原則、会議開催の5日前までに、事務局にご提示いただきますよう、お願いいたします。次第にない議事に関する資料の提出や、当日になっての資料の提出については対応いたしかねますので、ご承知おきください。

また、あわせて会議の円滑な議事進行のため、会長の総理のもと、指名されてからの簡潔な発言等をお願いいたします。他の委員が発言する機会などもご配慮いただきまして、ご自身のご意見を発言いただければと思います。

これらにつきましては、会議運営における基本的なルールでございますが、改めて確認させていただくものでございます。引き続き、会務を総理される立場となる会長と調

整をはかりながら、適宜適切に対応してまいりますので、ご承知おきください。

最後に、この東久留米市子ども・子育て会議は、合議制の機関として位置づけております。合議制でございますので、第4条第1項の規定にあります通り、本会議は、市長が任命する委員をもって組織され、子ども・子育て支援に関わる様々な方にお集まりいただいているところでございます。つきましては、それぞれの委員のお考え、ご意見は十分に尊重していただきますよう、お願いいたします。また、合議制により決定した事項については、東久留米市子ども・子育て会議の結論として、尊重していただく必要があるとも考えております。

様々な場面で、個人的なご意見を述べられるときに、子ども・子育て会議の肩書きを用いられる際には、十分にご留意いただき、その旨を、会長および事務局にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の議題内容等について、ご説明させていただきます。

本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容などに関しましては、お手元に配付させていただきました次第の通り、3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について（事業説明）」、4「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」、5「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（令和5年度版）（案）について」、6「その他」でございます。私からは以上になります。

・会長

事務局ありがとうございます。資料の方、皆さん、大丈夫そうですかね。今日はですね、ちょっとご説明いただく内容も非常に多くございますので、しばし御辛抱いただきたいというふうに思うんですが、今、課長の方からお話がありました、この会の特性について、ちょっと語弊がないように、1点確認させていただきたいんですけども、特に次第にないものを拒否しているわけではなくて、時間的な問題で、もしご提示いただく場合には、あらかじめ調整していただいて、5日ぐらいを、目途に、出していただきたいということでございます。逆に言えば、ここにお集まりの、それぞれの専門の皆さんでございますから、それぞれの立場から貴重なご意見というものをいただきたいというふうに思ってますし、場合によっては市の方で把握できていないような、例えば現場でのお声であるとか、他区、他市の、現状などもあろうかというふうに思いますので、そこはぜひこの議論にですね、有用だと思われるものに関しましては、検討材料として、資料の提出よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、事務局の方から配布資料の確認をお願いします。

・事務局

では、配布資料について確認させていただきます。今回、事前に配布させていただきました資料4点となります。

資料2「地域子ども・子育て支援事業（13事業の説明）」、資料3「子ども家庭庁関係資料」、資料4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（令和5年

7月26日版)」、資料5「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査表(就学前児童保護者用)(案)」、資料6「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査表(就学児童保護者用)(案)」でございます。

本日新たに配布する資料は、資料1「令和5年度子ども・子育て会議スケジュール(案)(令和5年7月26日時点)」でございます。配布資料の確認につきましては以上です。

・会長

ありがとうございます。資料5と資料6の表紙に、特に案と書かれてないですが、これは案ということで、間違いないでしょうか。まあ、案だと思うんですけど。

・事務局

案です。

・会長

案と、ここに書かれてないという確認ですけど、案で間違いないですね。今日それを皆さんに、この方向性でいいかどうかをご検討いただくということでよろしいでしょうか。皆さん、資料の方は大丈夫ですかね。ちょっと量が多いですけども、よろしいでしょうか。

3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画について

・会長

それでは次第3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について」に移りたいと思います。では、事務局よりご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは「東久留米市子ども・子育て支援事業計画について(事業説明)」について、ご説明させていただきます。

委員の皆様への開催通知に同封したものとほぼ同じ内容でございますが、資料1「令和5年度子ども・子育て会議スケジュール(案)(令和5年7月26日時点)」、それとですね、委員の皆様事前に送付いたしました、資料2「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」の説明を、参照しながらですね、お聞きいただけたらと思います。

市町村は子ども・子育て支援法第61条において、「五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。」とされてございます。現行の事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間となっております。先ほど市長より諮問をさせていただきました、令和5年度、6年度の2か年で、次の5年間の計画について検討していただくこととなります。

現時点では、国から次期計画に関する通知等が来てございませんので、現行の事業計画策定までの経過を参考にしながら、第2回目以降の会議において、資料1のスケジュール

ル感を、皆様と共有していきたいと考えてございます。

前回の会議の中で、東久留米市子ども・子育て支援事業計画策定までの、大まかな経過説明について、ご説明させていただきました。現行の計画をベースといたしまして、次期計画についても、次第5で説明いたします。「利用希望把握調査」（ニーズ調査）等を行いまして、これらを踏まえて、教育・保育及び資料2に記載の、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計しまして、地域の実情に応じて、事業計画において、計画期間内における具体的な目標設定を、検討していただきたいと思いますと考えております。

また、現在の「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」の成果については、基本事項でございますので、幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に関わる利用状況、施設の確保方策を中心に取りまとめ、本日次第4としております「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート」にて、委員の皆様より、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えています。

なお、地域子ども・子育て支援事業の13事業につきましては、委員の皆様は資料2を事前に送付させていただいておりますので、この場での、個々の事業の説明は、割愛させていただきます。私からは以上でございます。

続きまして、事務局より、こども家庭庁に関するご説明をさせていただきたいと思っております。

・事務局

それでは私から、こども家庭庁発足に伴う子育て施策の現状について、法改正の側面から2点、ご説明をさせていただきます。

1点目は、改正児童福祉法に定められた「家庭支援事業」、2点目は、こども基本法に定められた「市町村こども計画」についてでございます。いずれも、現在こども家庭庁において詳細な中身について議論がされており、内容の具体が市町村に示されるのは、早く今年度末ということになりそうな話題となっております。

ご説明に入る前に、1点お詫びをさせていただきたいと思っております。資料表紙のですね、「こども家庭庁」、また、今回の次第の資料の中にも「こども家庭庁」とありますけれども、これ漢字ではなくて、ひらがなの「こども」になりますので、お詫びを申し上げ、訂正させていただきます。申し訳ございません。

では、内容についてです。

まず、1点目の「家庭支援事業」についてでございます。資料3をおめくりいただきまして、「市町村における子育て家庭への支援の充実」と題したページをご覧ください。令和4年の改正児童福祉法において、地域子ども・子育て支援事業に位置づける三つの新設の事業、二つの拡充事業が示されております。

「子育て世帯訪問支援事業」は、要保護児童等の家庭に対し、いわゆる家事支援を含む生活の支援を行うもの。「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題のある学齢期の児童を対象とした居場所の提供を行うもの。「親子関係形成支援事業」は、要保護児童等の保護者に対して、子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供する事業というふうになってございます。

また、拡充事業は、「子育て短期支援事業」と「一時預かり事業」で、親子が一緒に

短期入所できたり、レスパイト目的の一時預かりを実施するといった内容になってございます。

また、今回の法改正で、市町村は当該保護者等に対して、これらの事業に対する利用勧奨、または措置ができることとなりました。

それぞれの事業の具体的な内容や、それに伴う財源等は、冒頭申し上げました通り、国において検討が進められており、実施要項等が今後示されるということになってございます。

当市の課題といたしましては、これら新しい事業を展開していくに当たりまして、受け皿となる社会福祉法人やNPO、民間企業などの社会資源の確保が大変難しいものになると、想像されることとございます。

次に2点目の説明です。「市町村子ども計画」について、ご説明いたします。ページをおめくりください。4月に施行となりました「子ども基本法」では、政府は子ども施策を総合的に推進するため、「子ども施策に関する大綱」を定めなければならない、とされています。この大綱には「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」なども一元化されることとなっており、まさしく子ども政策に関する総合的な大綱になるものでございます。

この国の大綱は現在、有識者からなる、国の「子ども家庭審議会」で議論されておりまして、今年度中の閣議決定を目指して、議論が進められているということとございます。

子ども基本法の中では、都道府県子ども計画、市町村子ども計画を定めるよう努めるものとする、とされているわけとございますけれども、この市町村子ども計画は、国の大綱、都の子ども計画を、勘案して定めるというふうにされております。国の大綱が決まり、そして都の子ども計画が決まったという、そういう段階で、市として考え方の整理をしていくことを考えているところでございます。

なお、子ども・子育て支援事業計画と、この市町村子ども基本計画の関係ですけれども、子ども子育て支援事業計画を、市町村子ども計画に含めて、一体的に策定することはできますが、子ども・子育て支援事業計画をもって、市町村子ども計画とすることはできない、という説明が東京都からされていることを、お聞きしております。

いずれにしてもこここのところは、大もととなる子ども大綱の議論、国の議論も含めまして、子ども家庭庁による整理が待たれている、というところでございます。

私からの説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。子ども家庭庁のところなんですけども、ご説明いただいた内容も、頭の中で整理するのでちょっと時間がかかってしまって、また改めてご質問する機会もあろうかというふうに思うんですけども。ちょっとごめんなさい。皆さんからお聞きする前に、私も改めてですけど、大したことあるのかないのか分からないんですけど、「子ども」のひらがな表記にするのか、「子」を漢字にするのかって、どういうときにどうやって分けるのかっていうのは、ちょっと分からなくてですね。おそらく、障害の「害」の字と同じような意味合いで、今後、子どものこういった計画に関するこ

とであれば、ひらがなで、もっと言うところでも家庭庁から出されるような計画だったり、法律であったり、条例であったりするような類は、ひらがな表記で出てきて、それ以前より前に、子ども・子育ての関係で出てくるものは、漢字で出てくると、こういう整理であってますか。

・事務局

正確な情報として担当に降りてきているわけではないんですけども、基本的に仰っていただいた通りでよろしいかと思います。基本的に、新しく作っていくものについては、なるべくひらがなの表記をしていくということを示される一方で、国が子ども家庭庁の整理をするときに、今までの法律の名前、例えば子どもの貧困対策だったりとか、子ども・子育て支援法だったりとかを、全てひらがなに改正し直したかというところではなくて、既存の法律にぶら下がり展開される事業については、漢字の「子ども」だったりとかするのが、今混在しているというのが、実態でございます。

・会長

ありがとうございます。それから、1点ですね。資料1のご説明がありましたけども、その中で、計画そのものは1期5年なんですね。5年を1つのターンとして考える。その5年の、2年ほど前ぐらいからその計画を作っていくと、検討していくということなんですね。なので、皆さんの委員は、1期2年ですので、例えば資料1にあるように、今7月にこういう検討を皆さんとさせていただくんですけども、実際にこれが動いているときに8月で、もう皆さん1回任期が切れますので、そこで一旦そういった状況にはなるというのは、こういう時系列的なところ、ずれが生じているというところでございますが、この子ども・子育て会議におかれましては、前の委員の方々に、活発な議論をいただいてお決めいただいたものに対しては、基本的には踏襲させていただいて、次の議論の方に進んでいくという形を取りたい、というふうに思っておりますし、これまでもそのような形で進んでまいりましたので、その点に関しまして、ずれることによって、議論がゼロに戻るとか、そういうことではありませぬので、まずその点、ご理解いただければというふうに思います。その上で、皆さんも関心の高い、子ども家庭庁の関係資料も出てきましたし、今後のスケジュール感も出てきましたけれども、ご質問やお考えなんか、もしございましたら、ご発言いただければというふうに思いますけどいかがでしょうか。

・委員

ご説明ありがとうございました。市区町村における子育て家庭の支援の充実ということで、課題に関して社福等の手配といいますか、準備がちょっと課題だ、っていうふうに仰られましたけれども、子ども家庭庁のラインでいくと、なかなか縦割りの部分あるかと思えますけれども、口酸っぱく言ってる部分はあるんですけど、市民の方や保護者の方、毎夜子育てされてる方にとっては、保育園だろうが幼稚園だろうが、社福だろうがなんだろうが、小規模だろうが、もう正直関係がない話になりますので、そこを見据えた新たな支援を展開していくことを、ぜひご検討いただきたいなというふうに思います。結構僕ら、幼稚園の立場なのでそういうふうに捉えてしまうかも知れませんが、少しく、対象から

外れるケースが多いので、子育ては基本全員、幼稚園も含め、小規模さんですとか家庭的保育士さんも一緒なので、基本的にはそういう観点で、国の方にも、最終的にはやはり市民の方々への、利用しやすい形をしっかりとご検討、現場に見据えた検討を、ぜひお願いしたいなというふうに思います。私からは以上です。

・会長

事務局、何かございますか。

・事務局

いただいたご意見、その通りだと思います。今こども家庭庁でも、こどもまんなかというキャンペーンを、たくさん立ち上げようとしている中でですね。市としましては、利用者目線、利用者本位の施策を展開していくことが必要だと思っておりますので、そういった観点から検討させていただきたいと思っております。

・会長

私の方から補足でありますが、このこども家庭庁の方の、様々な実施に関する情報というのが、まだまだ先にならないと出てこないというところですが、東久留米市のこちらにいらっしゃる事務局の方々は、想定されることを、あらかじめ準備されておられます。それは私、ヒアリングしておりますので聞いてございます。具体的なものが出てきたときには、すぐに実装できるような、そんな準備をされているというふうに認識しておりますので、ぜひ期待をしていただきたいと思います。

その他、疑問や質問、いかがでしょうか。まだいろいろ表に出てきてない資料も、こうやって見ることもできましたし、いかがでしょうか。

議論の方、まだまだありますので、一度進めさせていただいて、また気になるところがございましたら、戻っていただいて結構でございますので、一旦、資料1、2、3の部分につきましては、締めさせていただきます。

4 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて

・会長

それでは資料4、子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについてですね。事務局より、よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、点検・評価シートについてご説明させていただきます。

まず、次第3で少し触れさせていただきましたが、現行の第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間となっております。現行の事業計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現況の利用状況を把握するとともに、利用希望調査としてニーズ調査などを行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、地域の実情に応じて、事業計画期間内における具体的な目標設定を行ってまいりました。

この東久留米市子ども・子育て支援事業計画は、毎年度、基本事項の「幼児期の教育・保育施設」「地域子ども・子育て支援事業」に係る利用状況、施設確保方策の進捗状況などの実績を中心に取りまとめ、点検・評価という形で、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めてきており、今回ご説明する点検・評価シートについては、第2期計画の令和4年度の点検・評価ということになります。

それでは、点検・評価シートの概要について、ご説明させていただきます。

お手元に、資料4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（令和5年7月26日版）」をご用意ください。まず、こちらの資料の概要及び全体に関して説明させていただきまして、その後、それぞれの事業について、事業の所管課の方から説明をさせていただきたいと思っております。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート」の一例として「利用者支援に関する事業」の点検・評価シートをもとに、お話をさせていただきます。

5ページをお開きください。各事業所管課において、確保方策、実績、実績の内容、所管課による評価を記載し、実績については分析、評価を行いまして、その評価にもとづいて、継続して実施するようであれば、その方向性について、課題があるようであれば、その課題の解決方法の方向性について、次年度以降の方向性をお示ししております。それぞれ、極力重複しないようにしながら、記載してございます。以上、点検・評価シートの概要についてのご説明となります。

続きまして、各事業のシートについてのご説明をさせていただきます。説明の流れですが、最初に「幼児期の教育・保育の提供体制の確保」について、ご説明させていただきまして、その後13事業の「地域子ども・子育て支援事業」について、ご説明させていただきます。

まず、幼児期の教育・保育の提供体制の確保のところですね、1ブロックとして、13事業については、子育て支援課と健康課所管の事業説明で、1ブロック。児童青少年課所管事業の説明で、1ブロックという形で、説明させていただきます。基本的に、各事業担当者から、事業名、確保方策、実績、所管課による評価を説明いたします。

それではまず、幼児期の教育・保育提供体制の確保について、ご説明させていただきます。資料1ページにお戻りください。それでは担当の方から、よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、1ページ目から順を追って、説明申し上げます。まず、最初のところが、1号認定及び2号認定ということで、こちらが主に、幼稚園に関わるような内容となっております。

次に、確保方策になります。確保方策は、令和4年度1,847人に対し、実績は1,639人でマイナスの208人でございます。実績の内容につきましては、2段落目になりますが、幼稚園及び認定こども園について、新制度に移行しない幼稚園が5園、新制度の幼稚園型認定こども園が1園ございまして、こちらの確保方策の実績が、合計で1,639人となりました。

なお、利用実績については、1,272人となりました。

所管課による評価としましては、確保実績が減少しているが、提供体制については充足

していると考えております。

次に、次年度以降の方向性としましては、1号認定及び2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い保護者のニーズに対しましては、今後とも幼児期の教育施設、また新制度に移行していない幼稚園において、確保に努めていきたいと考えております。

続いて2ページに移らせていただきます。保育園の2号認定でございます。

確保方策は、令和4年度1,295人に対しまして、実績は1,328人で、プラスの33人でございます。実績の内容としましては、2段落目になりますが、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設における2号認定児に関し、各施設の定員変更等により、3歳以上児の保育の確保方策の実績は1,328人となりました。

所管課による評価としましては、確保実績は対前年度比で20人の減、1,328人となりました。当初見込みの1,295人より33人上回っておりまして、確保方策を達成することができました。

次年度以降の方向性としましては、2号認定児については、上記の通り確保方策を達成することができました。今後とも、保育需要の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

続いて3ページ目に移らせていただきます。3号認定、0歳児のところになります。確保方策は令和4年度256人に対し、実績は254人で、マイナスの2人でございます。実績の内容につきましては、認可保育所、小規模保育所及び家庭的保育、地域型保育所、認可外保育施設での0歳児保育の確保方策の実績は、254人となりました。

所管課による評価としましては、確保方策に対する実績は、対前年度比において2名分増加し、当初見込みである256名をおおむね満たすことができました。

次年度以降の方向性としましては、3号認定児、0歳になります。については、上記の通り確保方策を、ほぼ達成することができました。今後とも、こちらの保育需要の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

続いて4ページです。3号認定（1・2歳）になります。

確保方策は、令和4年度939人に対しまして、実績は966人で、プラスの27人になります。

実績の内容としましては、認可保育所、小規模保育所、家庭的保育所、地域型保育所、認可外保育施設への、3号認定の確保方策の合計になりますが、実績が966人となっております。

所管課による評価としましては、確保方策に対する実績は、対前年度比で3名分減少しましたが、当初見込みである939人を達成することができました。

次年度以降の方向性としましては、3号認定については、上記の通り、確保方策を達成することができましたので、今後とも保育需要の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

・事務局

補足で、情報提供がございまして、令和5年4月1日における、当市の待機児童数についてですが、昨年度、同時期から7名減となりまして、本年度は0名となっております。

また、同時期における、各保育施設の空きの状況ですが、各年齢の定員の空きの合計が

142名となつてございまして、そのうち、0歳の定員の空きが69名というような状況になってございます。これまでも、民間の保育施設等で随時、定員の変更等が行われてきたところでございますが、公設公営の保育園の定員につきましても、待機児童や保育施設の空き状況を踏まえまして、保育施設と提供体制の均衡を図っていくため、必要な対応を考えてまいりたいと思います。1ブロックの説明は以上となります。

・会長

ありがとうございました。ここまでのところで、皆さんからご意見、またご質問、数字についての背景など、何かありましたら、挙手でご発言いただければと思います。いかがでしょうか？

特にこのあたりは、幼稚園、保育園のところかな、というふうに思いますが。〇〇委員、またちょっと連続ですが、何かご意見やご質問があれば、ぜひいかがでしょうか。

・委員

1回お話しさせていただいてるんですが、徐々に少子化が進んでいる状況なので、確保の実績、および実際に利用している人数のところ、やはりどんどん差が開いてしまう部分があるかな、と思います。次年度以降の方向性の中で、そういう差を、過去の実績と、利用者の人数において、その開いたものについて、どういうことをやっていくことが望ましいんじゃないかっていう、次のステップを徐々に考えていく必要がある段階に入ったんじゃないかな、というふうに思います。すぐには難しいと存じますが、各施設さん、保育園さんも含め、苦勞している部分あるかと思しますので、そこを一緒に議論できたらいいかな、というふうに思います。すいません、意見じゃないですけど、はい。よろしく願います。

・会長

ありがとうございます。他の委員さんで、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは改めてですけど、また進める中で、振り返ってご質問か思い出したということがございましたら、ご発言いただければと思います。では続けて事務局お願いいたします。

・事務局

それでは続いて第2ブロックとして、子ども・子育て支援事業に関する事項、13事業に関するシートのご説明をさせていただきたいと思っております。ここでは、子育て支援課の所管事業と、健康課の所管事業、あわせてご説明させていただきます。

まず、「(1)利用者支援に関する事業」からでございます。5ページをお開き下さい。担当の方から願います。

・事務局

それでは、利用者支援に関する事業をご説明いたします。確保方策の表をご覧ください。令和4年度の確保方策は2ヶ所、実績が2ヶ所、その差は0で、差はなしとなっております。

す。

所管課による評価でございます。まず【特定型】についてですが、子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設、あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して、円滑に利用できるような支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考えております。

次年度以降の方向性としましては、【特定型】としては、現状を維持しつつ、子育て支援等に係る施設や、事業の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行い、より利用者と施設・事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整等を進めていく方向性でございます。

・事務局

次に、同事業の【母子保健型】についてでございます。平成30年度より、妊娠期から子育て期にわたるまでの、切れ目のない支援を、関係機関と連携しながら行う利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。

妊婦面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援に繋げています。

また、妊婦から乳幼児の健康や育児等の相談を随時受け、相談・助言等を行い、必要に応じ、関係機関と連携しながら支援を行っております。

多問題家庭等に対しては、ケース検討会議を行い、関係機関と支援の方法及び対応方針について検討を行っております。

所管課による評価といたしましては、身近な相談窓口として機能し、随時相談を受けられることで、妊婦や母子の不安を軽減し、孤立化予防に繋がっていると考えています。

また、妊娠早期からの相談支援として、妊婦全数面接を行っており、令和4年度の妊婦全数面接の実施率は77.4%と、前年度より11%増加いたしました。わくわく健康プラザだけでなく、本庁舎でも面接を受けられることや、オンライン面談を希望する妊婦が増えていることが、要因と考えられます。

次年度以降の方向性としましては、令和5年1月より開始しました、出産・子育て応援交付金（伴走型支援一体型）事業について、妊娠期のクーポンは、妊婦面接が申請の要件となっているため、これにより更なる実施率向上に繋がることが期待されます。

・事務局

続きまして、6ページに移らせていただきます。「時間外保育事業（延長保育事業）」になります。

令和4年度の確保方策は、1,115人に対しまして、実績は1,153人で、プラスの38人でございます。実績の内容でございますけれども、認可保育所、小規模保育所及び家庭的保育所によって実施し、1,153人となりました。

利用実績については、931人でございます。

所管課の評価といたしましては、確保方策における実績の充足度等から見ると、保育ニーズに対応した事業が実施できると考えております。

次年度以降の方向性としましては、確保方策の数値を達成することができましたが、今

後とも保育需要の動向を注視しながら、提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きましてページが少し飛びまして、11 ページ「病児保育事業」に移らせていただきます。

令和4年度の確保方策が880人日に対し、実績が952人日で、72人日プラスでございます。確保実績の内容としましては、開所日数の実績により、952人日分となっております。

所管課による評価としましては、病気の回復前や回復期にある子どもを、集団保育が困難な時期に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができていると評価しております。

次年度以降の方向性として、提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できておりますが、今後はより積極的な事業周知等を図ることで、本事業に対する保護者の認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、またページが飛びまして、13 ページです。こちらは幼稚園の「一時預かり事業」になります。

令和4年度の確保方策は、81,370人日でございます。実績が91,245人日で、プラス9,875人日でございます。

実績の内容といたしましては、私立幼稚園5園と認定こども園1園で、91,245人日となっております。

所管課による評価としましては、幼稚園及び認定こども園における、預かり保育または一時預かりは、原則として当該在籍園児を対象としており、教育時間の前後、または休業日に行われております。

これらは、幼稚園・認定こども園を希望する、就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、当初の確保方策の見込みを満たすことができました。

次年度以降の方向性として、今後も係る需要の動向に注視しながら、施設と連携し、供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、14 ページです。こちらは、保育園の「一時預かり事業」になります。

確保方策は28,060人日に対して、確保実績が25,515人日で、マイナスの2,545人日でございます。一時預かりの箇所だけご説明させていただきます。

確保実績の内容としましては、公設民営園2園と、私立園9園で、合計25,515人日でございます。

所管課による評価です。一時預かり事業は、保護者の傷病・入院等への対応や、育児等に伴う負担軽減等のための事業になります。確保実績は当初見込みを下回ったものの、各園の取り組みにより、一定の成果が得られているものと考えております。

次年度以降の方向性として、昨年度よりも利用実績が増加したものの、確保量に比べ利用実績が大幅に下回っている状況でございますので、引き続き需要の動向に注意しながら、施設と連携し、供給量の確保につとめてまいりたいと考えております。

続きまして、また少しページが飛びまして、20 ページです。「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてでございます。

実績については、令和4年度利用実績が67名でございます。

所管課による評価としましては、低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、この事業によって保護者の負担は一定程度軽減が図られているものと、評価できると考えております。

次年度以降の方向性としましては、この現行の事業のところを引き続き、継続して実施していきたいと考えております。

・事務局

続きまして、21 ページの「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」についてでございます。

実績については、利用実績5名でございます。

所管課による評価としましては、幼児教育・保育の無償化の認定を受けていない世帯のうち、「東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設を利用している幼児の保護者に対して、補助を行う本事業を通じ、地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動の確保に、一定程度効果を発揮していると考えております。

次年度以降の方向性としましては、対象施設を利用する保護者の負担軽減により、地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動の確保が図られるよう、引き続き事業を実施していきたいと考えております。

・事務局

健康課所管課事業についてご説明いたします。8ページをご覧ください。「乳児家庭全戸訪問事業」です。

確保方策といたしましては、実施体制は健康課の保健師10名と、ひがしくるめ助産師会所属の助産師が5名です。

実績をご覧ください。生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握、並びに育児などに関する助言を行いました。訪問対象数が663件、それに対しまして訪問数が634件、訪問率が96%となりました。

所管課による評価といたしましては、訪問率は昨年度より2%減少しましたが、概ね横ばいとなっております。低出生体重児・病児等で入院が長期に及んだり、長期の里帰り出産等で訪問が実施できないケースが一定数いるため、訪問率100%達成は難しい状況です。

母子の孤立、産後うつ、虐待、育児困難など、問題が多様化しているケースが増えている中で、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援に繋がっていると考えます。

また、本事業による訪問ができなかったケースについては、里帰り先に訪問依頼をするとともに、電話等で状況把握・相談を受けるなどのフォローを実施しているところです。

次年度以降の方向性といたしましては、令和5年1月より開始しました、出産・子育て応援交付金（伴走型支援一体型）事業について、産後のクーポンは、本事業を受けることが申請の要件となっているため、これにより更なる実施率向上に繋がることが期待されます。

続いて、16 ページ「妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）」です。

都内の委託実施医療機関に委託し、妊婦健診を行っております。
実績といたしましては、妊娠届出をされたときに、妊婦健康診査受診票 14 回分と、超音波検査 1 回分、子宮頸がん検診 1 回分の、計 16 枚の受診票を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健診を実施していただいております。

さらに、里帰りなどで都外の医療機関や、助産所で妊婦健診を受診された方に対しては、別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っております。妊婦健診票の配布数は 660 件×16 回分の枚数、受診総数といたしましては 8,982 回分です。

所管課による評価といたしましては、妊娠届出後に市外転出や、流早産などで妊婦検診票を使用できない妊婦が一定数存在しておりますが、妊婦の健康の保持、増進を図り、安心、安全な出産に資する事業として、機能していると考えております。

次年度以降の方向性といたしましては、重要な事業であるために継続実施していきます。また、令和 5 年度より超音波検査受診回数と、多胎妊婦の妊婦健診回数の上乗せ分について、費用助成を開始しております。健康課所管事業については以上でございます。

・事務局

私の方から、この点検・評価シートの説明で、補足をさせていただきたいところがございますが、1 ページにお戻りいただいて、このページを参考に、ご説明させていただきます。

上段の方の、確保方策と実績、①、②とあるところがございますが、提供体制の①のところは、計画にある数値になってございまして、②が、その計画の提供体制、計画に対して実績、どれぐらい実際提供体制が確保できたのか、の数値になっているということでございます。

その下の段の、実績の内容のところがございますが、利用実績人数というのが、実際にこの事業を利用していただいた方の、人数の実績、というような作りになってございます。第 2 ブロックの、説明は以上となります。

・会長

課長ありがとうございました。初めての方もいらっしゃるの、実績ってこう出てるの、どういう実績なのか、ちょっと分かり辛いところがあったのではないかなというところで、ちょっと補足で説明をお願いしたところがございます。

今のブロックのところ、妊婦の問題であったりとか、課題であったりとかですね。非常にまた違ったところかなというふうに思いますけども。このあたりいかがでしょうか。数字に関するご質問や、ご意見等でも結構でございますが。いかがでしょうか。〇〇委員、何かございますか。

・委員

ありがとうございます。質問はないんですけども、委員をやっている中で、年々ちゃんとこのニーズが確保できてるのが目に見えて、だんだん市の方でも良くなってるな、ということが見えて、良かったと思います。

・会長

ありがとうございます。ちょっと、逆に私の方から補足ですけど、これ評価としては3回目になります。点検・評価シートに関しましては、これまでの委員が、この数値の見せ方とか、所管課による評価とか、次年度以降の方向性に関して、毎回こういった形で議論を重ねていまして、今、〇〇委員が言っていたように、それをバージョンアップして、今回こういう形として出てきているということでございますので、もちろん、今、現の委員の方からも、色々こういうふうにした方がいいんじゃないか、っていうご意見があろうかというふうに思いますが、これまでの委員の方々が、色々と考えていただいて、修正、加筆、また要望ですね、していただいた結果が、この点検・評価シートという形になります。

今回からご参加いただきました〇〇委員、何かこれまでのところでも結構ですので、ご質問でも結構でございますが、何かございますか。

・委員

はい、ありがとうございます。13 ページのところ、確保方策 81,370 人に対して、令和4年度でいいますと実績が 91,245 人ということで、2年度から4年度と、3000 ないし 4000 ずつのですね、実績が増えております。この流れがどこまで続くかどうか分かりませんが、次年度以降の方向性ということで、需要の動向に注視しながらやっていくということでございますが、このまま 3000、4000 ずつ増えていくと、来年度に関しては 1 万以上の開きが出てくるのかな、というところで、この確保方策の人数についても、時期を見据えて考えていく必要があるのかな、なんていうふうに感じたところでございます。

・会長

事務局、いかがでしょうか。

・事務局

こちらの方について所管課による評価にはあるところでございますけれども、幼稚園、認定こども園の実績が増えているところでございます。

この後の部分になりますけれども、次期計画の計画数値を、調査等を踏まえて作っていくところになりますので、この辺りの今の数値の状況も踏まえて、次期計画の数値を考えてまいりたいと思っております。

・会長

貴重なご意見どうもありがとうございました。〇〇委員、どうですか。

・委員

はい、ありがとうございました。私は利用者の立場から少しお話させていただきたいと思うんですが、先ほど〇〇委員もおっしゃったように、本当に何年もかかって、色んなことがよくなっていて、変わっているなというふうに思います。特に、保育園の先程の空き人数であるとか、学童であったりとか、コロナ禍でやっぱり私達の中で、もう働き始めた

お母さんがすごく多いなというのを感じていて、本当に子育てに専念している方の人数が減っているなっていうのが実感としてあるので、こういうふうに、市として方策が制定されていくのは非常に嬉しいことだと思います。ありがとうございます。

・会長

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

私は聞いていて、例えば8ページのところなんか、里帰り先に訪問依頼をするっていうところまでですね、結構、向こうまでアウトリーチするっていうところまで、東久留米市の方でやられているというのは、非常に感心しているといえますか、ここまで追いかけているんだ、ということを感じるところでございます。

ちょっと確認ですけど、このページでいえば、663 とか 634 とかっていうところの数字なんですけど、これって、延べ人数、延べ回数でよろしいですかね。1人の人に対して、2件とかっていうこと、でしょうか。訪問件数が663で、634。基本的に1件で、1回。あるいは1家庭1回。ちょっとこの辺りの数字のご説明をお願いします。

・事務局

基本的には、1家庭1回の訪問とさせていただいておりますけれども、ご希望があったりですとか、こちらの判断で、2回以降の訪問が必要な場合は、1家庭2回ということで、訪問させていただいているケースもございますので、その件数も含めての634件でございます。

・会長

つまり件数Bとしましては、延べということですが、1家庭で2回以上受けてるのは、比較的、パーセンテージからすると低いということの理解でよろしいですかね。外国籍の、在住の方のところにも行かれているんでしょうか。

・事務局

行っております。

・会長

ありがとうございます。

それではまだブロックございますので、まだご発言いただいてない委員さんもいらっしゃいますので、先に進めさせていただく中で、またご意見頂戴できればな、というふうに思います。では事務局お願いいたします。

・事務局

それでは次のブロックでは、児童青少年課所管事業をご説明させていただきます。まず、子育て短期支援事業からのご説明となります。それでは担当の方からお願いします。

・事務局

それでは、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」についてご説明いたします。7ページをお開きください。

令和4年度の確保方策が730人日です。それに対する実績が730人日です。

実績の内容につきましては、保護者が出産や病気等で、子どもの養育が一時的に困難なときなどに、委託先である児童養護施設にお子さんを預けることで、その家庭の養育支援を行っております。

確保方策に対する実績としましては、1日当たりの定員が2人、2名×365日ということで、730人日となっております。年間の利用は、延べ595人日でした。

所管課による評価としましては、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったお子様に対して、宿泊を含め、市が委託する児童養護施設に預けられる事業体制ができております。

また、年間利用者数は確保方策に対する実績で、十分に賄われておりまして、必要な支援が実施できていると考えております。昨年度と比較し、年間利用延べ人数が増加しておりますが、制度が必要な家庭に対して、事業の周知が図られていると考えております。

次年度以降の方向性として、現行の事業により、十分に確保方策はなされており、委託先とも連携が円滑に図られておりますので、今後も同様に、事業を継続していきたいと考えております。

それでは9ページ、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」についてご報告いたします。

確保方策のところで、実施体制は子ども家庭支援センター職員になります。実施機関は、東久留米市子ども家庭支援センターになります。

実績は、家庭における安定した養育が実施できるように、養育について支援が必要な家庭に対し、専門職が訪問し、具体的な養育に関する助言、指導その他必要な相談、支援を実施しております。

令和4年度は、586件実施いたしました。また、必要に応じて養育支援ヘルパーの派遣を行っておりまして、令和4年度は126件実施いたしました。要保護児童対策地域協議会については、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回開催いたしました。

所管課による評価としましては、母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、育児相談、助言、指導等の支援を行っており、対象となる家庭に対して、養育技術の提供や、育児不安の解消について、効果をあげていると考えております。

養育支援ヘルパーの派遣数は年々増加しており、支援を必要とする家庭は増加傾向にあると考えております。

次年度以降の方向性としては、専門相談支援については、関係機関との連携を強化し、研修等により担当職員の養成を継続していきます。また、事業の周知に努め、育児支援ヘルパーを必要とする方の利用に繋げていきます。

引き続き、10ページです。「地域子育て支援拠点事業」についてご説明いたします。

令和4年度確保方策が2ヶ所で、実績の方が2ヶ所になります。

実績の内容としては、地域子ども家庭支援センター上の原と、地域子育て支援センターはこぶね館の方で、就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふ

れあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報提供等を行っております。

また、子育てに関する悩みの相談を随時行っております。施設の利用者数は、地域子ども家庭支援センター上の原に関しては7,606件でございます。地域子育て支援センターはこぶね館では1,016件となっております。

所管課による評価としては、子育て中の親子の交流、親にとっての学びや情報交換、子育て相談など、気軽に利用ができる地域の子育て支援拠点として、機能していると考えております。

新型コロナウイルス感染症が落ち着いた影響で、地域子ども家庭支援センター上の原、地域子育て支援センターはこぶね館の両センターとも、利用者数が増加しておりますが、引き続き、乳幼児と保護者向けの行事と周知を行い、乳幼児連れの親子が安心して遊べる広場として、また、利用者の身近な相談窓口として、市民に認識してもらえよう、考えております。

次年度以降の方向性としましては、現行の事業により、対応できていると考えております。今後も市民の方への周知を行って、既存の施設が有効に活用できるようにしていきたいと思っております。

・事務局

続きまして、12 ページ目をご覧ください。「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」でございます。

確保方策といたしましては、令和4年度は1,702人日に対しまして、実績は1,288人日という数字で、マイナス414人日でございます。

実績値につきましては、サポート会員、両方会員の合計の数値に、1人当たりの年間活動件数23件をかけまして、そのうち就学児の割合を3分の1とし、算出した数字でございます。

所管課による評価といたしましては、サポート会員および両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しいという状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響による、サポートが会員の減少は収まりましたが、サポート会員を増加させるための事業周知のイベントが、感染症対策により規模を縮小しての実施となった影響もあり、サポート会員の増加には至りませんでした。

サポート会員の確保のため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要があると考えております。

次年度以降の方向性としましては、サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数について、ニーズを注視し、提供体制について検討してまいります。

続きまして、14 ページ目をご覧ください。こちらはファミリー・サポート・センター事業の、就学前児童の「一時預かり事業」でございます。

令和4年度の確保方策としましては、1,863人日という数値に対しまして、実績が2,576人日で、プラス713人日となっております。

こちらにつきましても、サポート会員と両方会員の合計の数値に、1人当たりの年間活動件数23件をかけまして、そのうち未就学児の割合を3分の2とし、算出した数値でござ

ざいます。

所管課による評価といたしましては、確保方策の数値を達成いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響によるサポート会員の減少は収まったものの、サポート会員を増加させるための事業周知のイベントが、感染症対策により規模を縮小しての実施となった影響もあり、サポート会員の増加には至っておりませんでした。

サポート会員の確保のため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要がございます。

次年度以降の方向性といたしましては、サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数、及び両方会員数について、ニーズを注視し、提供体制について検討してまいります。

続きまして、17ページ目をご覧ください。こちらは「放課後児童健全育成事業（学童保育）」でございます。

令和4年度の確保方策は、全地区合計で1,385人。実績につきましては1,295人で、マイナス90人でございます。地区別の内訳を、次ページ以降に示させていただいているところでございます。

確保方策の実績としましては、特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別教室等を借用し、所舎と特別教室等の運用により確保に努め、放課後児童健全育成事業の全地区合計の実績は、1,295人となりました。

所管課による評価といたしましては、第一小地区、第十小地区、本村小地区においては、確保方策を下回る確保実績で利用者に対応することができたことから、確保実績が確保方策に届かない結果となりました。令和5年3月末時点で、待機児童は生じておりません。

なお、令和4年4月に第七小地区、小山小地区、南小地区で、5月に第九小地区で待機児童が発生したものの、6月に小山小地区で、7月に第九小地区で、9月に第七小地区で、11月に南小地区で、待機児童を解消しております。

次年度以降の方向性としましては、放課後に学童保育所として活用できる特別教室等の借用により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指してまいります。以上でございます。

- ・事務局

第3ブロックの説明は以上でございます。

- ・会長

ありがとうございました。以上の3ブロックをもって、点検・評価シート全て終わりという形になりますが、ここまでのところでご意見、お考え、またご質問等、お聞かせ願いたいと思っております。〇〇委員いかがでしょうか。

- ・委員

今のところだけではなくて、全てのところにおいて、もう本当に、行政の方で努力をいただいているということが、本当によく分かるな、というふうに感じました。今回のところで、まず9ページで行きますと、養育支援が必要な家庭に、というところなんです、やっぱりコ

ロナもあって、どこに相談していいかわからないっていう方がきっとたくさんいらっしゃる中で、養育支援、ヘルパーの方を派遣して、育児不安を解消して下さっているということで、きっとお母さんとか、育児をされている方はすごく助かっているんじゃないかなというふうに感じまして、10ページのところも、実績の内容のところ、遊びに行った先で、悩みの相談が出来るというのは、とてもいいなと、気軽に相談できるところでもあると思うので、これもすごくいいなというふうに感じました。コロナが落ちついて、利用者の方も増えてるっていうことで、またお友達を作りながら、そこでいろんな情報を共有したりとか、またそこで相談をしたりっていうことで、すごくいい体制ができているんじゃないかな、というふうに感じました。

あと、ファミサポのところに関しては、サポート会員の方がなかなか増えないっていう部分で、私もちょっと説明会に行こうかなって思ったことはあるんですけど、何かどうしても行かないやいけないものではないって思うと、また今度でいいかって思いながら、きっとそういう方が他にもいらっしゃるかな、なんて思うので、引き続き頑張っていただいて、こういう説明会あるよっていう周知を、していただければいいかなというふうに思いました。以上です。

・会長

ありがとうございます。12ページのファミリーサポート会員の増加なんですけども、市がですね、何かないかなって考えるだけじゃなくて、心理学の用語で、アドバイスシーキングっていうんですけど、今なっただけでいる方に、「どうしたら集まるんですか」「何かお知恵をお借りいただけませんか」ということ、今そこに携わっている方に考えていただく。そうすると、この心理的な要素っていうのはですね、アドバイスを本来はこっちからこっちにするんですけど、アドバイスを求めることによって、アドバイスを求めてくれた親が、味方になってくれるんですね。私のこともちゃんと見てくれてる、っていうことですね。そうすると、どういうことが起こるかっていうと、この人たちが我が事と思って、会員数を増やすためにまた活動してくれるような、そういう輪が広がってくるので、ぜひ役所だけで考えるということではなくてですね。巻き込んで活動されると、さらにまた活動の幅が広がるんじゃないかな、というふうに考えたところでございます。

では、そのまますぐお隣。〇〇委員、お願いします。

・委員

〇〇でございます。すみません。いろいろご説明ありがとうございました。一点、質問というか、意見といいますか。ページ数で言いますと、7ページのショートステイに関する事なんですけれども、年間の利用延べ人数が、令和2年度、3年度は330人台で、令和4年度については595件ということで600件に迫るといって、急激な伸びなんですけど、この辺りについては、コロナで利用施設の方で、利用を抑えられていたというような、そういう事情があったのでしょうか。それとも本当にただ単純に、利用の人数が増えたということなのでしょうか。

・事務局

事務局の〇〇です。コロナで著しく利用が制限されたということではなく、保護者とお子さんの関係が著しく悪くなる、一時保護に至る前の回避策、また保護者による育児疲れのレスパイトで利用する家庭が増えている、というふうに分析しております。

それと、小学生の低学年だった児童が、家庭内の課題が解決しないまま、高学年になるまで継続して利用するということが、増加傾向の一つと考えております。

・委員

ありがとうございます。早めの介入、非常に有効に働いているのかなと思って、感謝しております。ただ、もう少し余裕があるようであれば、ちょっと予算との兼ね合いって本当にあると思うんですけども、乳児さん、2歳未満のお子さんのお預かりですとか、あと、意外と中学生ですよ。高校生になるとショートステイはもう必要ないんですけども、中学生の方も必要な場合も、児童相談所にご相談ありますので、要綱の改正などが必要になるのかも知れないですけども、対象の年齢の拡大をお願いできればな、というの思っております。

あと、同じように9ページですね。養育支援ヘルパーについても、これも利用の実績がどんどん伸びていますけれども、これは他の項目と違って、確保方策と実績というような形の、数字が出ないものになっていますけれども、予算には余裕があるっていうか、執行率としてはどのぐらいなのかって、生々しい数字は必要ないんですけども、もう少し余裕があるのであれば、本当にこの養育支援ヘルパーを入れて、ちょっとご家庭の見守りに繋げていただきたいようなケースもたくさんあるかと思っておりますので、積極的にご利用を進めていただきたいな、と思っております。

あと、ファミリーサポートの方ですけども、管内の他の市の方で、私がやっぱり同じような会議に出た際に、その市の方は、このコロナ禍にも関わらず、その会員数が、サポート会員の数が増えたんですよ。というようなこともあって、それは何でなんですかっていうふうに質問したら、やはりロコミですってというのが、仰っておりました。やはりその、ロコミが一番のようです。以上です。

・会長

先ほどの前半のところでもよろしいですか。

・事務局

ショートステイの乳幼児の利用、それから中高校生の利用については、今、ご家庭内の色々なケースが複雑化してたり、課題が色々あったりするご家庭が増えているという中では、予算の関係もあります、担当として今後検討も必要だというふうに考えております。

・会長

ありがとうございます。今、〇〇委員から話がありましたショートステイのところって、やはりコロナの影響があったのかなって、ご家庭の方というか、宿泊を伴うとなると、そういう影響があるかなというふうに思うのは普通じゃないかなと思っております。そ

うじゃないという見解ですので、もし可能であれば評価のところ、コロナに影響されず増加傾向にあるよ、というようなところを多分入れていただけると、より、よろしいのかなというふうに思っております。ご検討ください。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

〇〇でございます。今お話を聞いていて、私も同じようなところにちょっと着目をしたんですけども、7ページのショートステイのところなんですけど、これは1人のお子さんが、そこに泊まることのできる期間っていうのは、あるんでしょうか。それからあと、年間の利用回数の制限など、そういったものっていうのが設けられているのかな、っていうのをちょっと単純に、疑問に思いました。というのは、1人のお子さんが、すごい長い期間利用していたり、あるいは度々回数を重ねていくっていうことになると、延べ人数的には増えていくってことなので。実際にどのくらいの利用実績があったのかっていうのは、そういうことも分かると、そんなに利用するお子さんがいるんだなっていうのが、把握できるかなっていうふうに思っています。

レスパイトとかレスパイトケアとか、親子関係の修復のために利用される方が多いですっていうお話を聞いたので、そういうことがあるのであれば、この所管課による評価のところ、そういったことも一文書いていただくとよろしいのかなと。病気や出産ということが理由って書いてあるんですけども、実際にはそうではないっていうようなことのように、聞いていて感じました。

あともう1点は、ファミリーサポートですね。こちらのことに関しても、ずいぶん前からファミリーサポートの会員がなかなか増えないというような話が出ておまして、コロナも収まったけれども、コロナ禍において、イベント等が難しかったから増えないよ、っていうふうなことを聞いたんですけども、これもやはり、このファミリーサポートをする要件というか、どういうことが備わっていると、ファミリーサポート会員になれますよ、とかっていうのが、もうちょっと分かるといいのかな、っていうふうに思っておりますし、また、これがやっぱりしっかり守れないと、サポート会員にはなれないんだっていうふうにしていかないと、逆の問題等も起こって行きかねないというふうなことを思っております。以上でございます。

・会長

ありがとうございます。所管課の方からお願いいたします。

・事務局

ショートステイの利用の期間ですけれども、年間で何日とかということは示されていないくて、1回の申し込みにつき7日間以内とする、というところなんです。ですので、日帰りでも利用されるお子さんもいらっしゃいますし、7日間利用されるお子さんもいらっしゃるというところなんです。

・事務局

ファミリー・サポート・センター事業についてでございます。こちらサポート会員は、

東久留米市または近隣市にお住まいの、20歳以上で心身ともに健康な方、というような要件として登録してございます。会員になるに当たりましては、事前に説明会に参加いただいて、事業についてご理解いただいた上で登録いただくようにしているところではございますが、いただいたご意見にありますように、このサポート会員になる要件というところについても広く周知できますよう、事業のあり方について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

・会長

ありがとうございます。では、今回初めてご参加の〇〇委員、何かご質問でもご意見でも、情報提供でも結構でございます。お願いいたします。

・委員

ありがとうございます。〇〇です。私、家庭保育室をしまして、家庭保育室の中でよく子どもセンターあおぞらを使わせていただいたりとかするんですけど、そこにもやっぱり子育て中のお母さんたちがお子さんと一緒にいらっしやっていて、なんかお母さん同士で話しかけていいのかどうかみたいな感じで、コロナ禍でもあって、そういう雰囲気の中で子どもたちとお母さんが一緒に過ごすっていう場所なんですけど、そういうのを見てると、やっぱりもうちょっと相談の場っていうのが、ここの施設が2ヶ所、子ども家庭支援センター上の原と、子育て支援センターはこぶね館って書いてあるんですけど、もっと身近に、すぐ相談できる場所っていうのが、必要なんじゃないかなって思いまして、よく問い合わせの電話とかいただいたときも、授乳がちょっとうまくいなくて、どうしたらいいんでしょうっていう問い合わせとかも聞いたりとかするので、そういうのを身近に、こういう場所があるんだよっていうのをこちら側もちょっとお伝えしていけたらなって思います。

あと、他市もそうなんですけど、やっぱりファミリーサポートとかも何でもそうなんですけど、ロコミ、お母さんたちの、色々こういうところがあるよっていうことを、どんどん増やして広げていく場っていうのが、なかなかないんですけど、ファミリーサポートもそうなんですけど、子どもが、他市でも預かっていただけるよっていうことも、こちら側からどんどん発信していかなくちゃいけないのかなって今、思っています。以上です。

・会長

ありがとうございます。貴重な意見ありがとうございます。最後、副会長何かございますか。

・副会長

民間保育園で仕事をしているもので、その立場から少し、点検・評価シートの報告を聞いたところで、感じたところをお話させていただきたいなと思っております。

東久留米市が、生まれる前からの手厚いケアがあって、生まれてからも地域子育て支援拠点事業なので、充実して子育て、皆さんが安心して子育てができるようになっていうところで、色々なことを実施しているな、というところはすごく良く伝わってきました。

ただ、今、〇〇先生もおっしゃったように、すぐ近くでっていうのがなかなか、東久留米の地域的なものもあると思うんですけども、保育園もどこでも行けるわけでもないし、そういう子育ての、何か催し物があるところも、自分のうちからとっても遠かったりとかっていう、難しさもあるのかなっていうのは、日々感じています。保育園見学とかにいらっしゃる方も、やっぱり初めての子育てだと非常に不安なことがたくさんあるので、1ヶ月健診が終わってすぐぐらいのお父さんとお母さん揃って、こんな暑い時期にこんなちっちゃい赤ちゃん連れてって思うんですけど、見学に来たら本当にたっぷり色んな質問をしていかれて、多少安心して帰られるというようなこともあって、そういうところに私たち保育園も、色々と協力していきたいな、とは思っているところです。

ただ、やっぱり待機児童とか保育園の空き状況ですとか、幼稚園もそうですけれども、東久留米市がここで子育てをして、子どもたちが大きくなるまでここで住んで、暮らしていきたいって思えるようなところにならないと、本当に私たち保育園も、今年度初めて私共の保育園も0歳児が4月、2名定員が埋まらず、というところからスタートしまして、私もこれまであまり経験したことがありませんでした。法人の中で23区にも保育園があるんですけども、それぞれやっぱり0が埋まらないという状況が、本当に、実際出てきて、もちろんパパ育休とかそういうものを活用して、まずは家庭でお父さんとお母さんで一緒に子育てをして、っていうふうには、仕組みも出来てきた影響もあるのかも知れないんですけども、東久留米市でたくさん子どもたちがすくすく育っていける状況にこれからなるのかっていうのは、やはり幼児教育ですとか、保育の部分の私たちにとっては、ちょっと不安な部分もあるかな、というところが実際のところかなと思って、ちょっとお話をさせていただきました。

・会長

ありがとうございました。皆様からたくさんご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。皆様からの貴重なご意見を参考にですね、事務局の方で資料をまとめていただきまして、整い次第、公表していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票（令和5年度版）（案）について

・会長

それでは最後の次第5の部分になりますが、東久留米市子ども子育て支援ニーズ調査票（令和5年度版）（案）に移りたいと思います。事務局より、ご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査について、ご説明させていただく前に、先ほどちょっとご紹介出来ませんでした、株式会社創建の方がいらっしゃっていますので、ご挨拶の方いただきたいと思います。では、よろしく願いします。

・コンサル

すみません。最初のところでご挨拶できずに、大変失礼いたしました。株式会社創建の、

私、大谷と申します。今回の第3期計画を作るにあたってのニーズ調査の内容の検討ですとか、集計・分析といったところを、主にお手伝いさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

・事務局

それでは、改めまして、ニーズ調査についてご説明させていただきます。

本調査は、子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき、教育・保育・子育て支援の量の見込みを市町村が算出するため、市民の教育・保育・子育てに関する、現在の利用状況や、今後の利用希望を把握するために行うものでございます。

それでは最初に、ニーズ調査の内容について、ご説明させていただきます。資料5と6をお配りしておりますので、お手元にご用意ください。

今回、資料として作成しました調査票（案）につきましては、全ての内容を、今回新規に作成したのではなく、5年前に、作成しました、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時に実施しました、ニーズ調査票をもとに作成しております。なお、第2期計画策定時のニーズ調査票は、当時の子ども・子育て会議の委員の皆様の見解を参考、反映し、作成したものとなっております、今回お示した案のベースとなっております。

この調査票にある設問は、保護者の住居地域や家族構成、就労状況、幼稚園、保育園、学童保育、その他の子育て支援事業の利用状況、利用希望などについてお答えいただくものになってございます。

なお、今回作成した調査票には、保護者の子育て情報の取得方法を把握するための設問として、資料5の、最後のページ、問31としまして、また資料6の最後のページに、問17として、それぞれ「子育てに関する情報を、具体的にどのような方法で得ていますか。」という設問を加えております。これは、子育て関連事業へのICT活用などに関する利用者のニーズ把握のために、新たに設定したものでございます。

また、今後、国から送付される予定となっております、子ども・子育て支援事業計画に関する、新たな作業の手引きなどを確認しまして、必要な部分を手直しするとともに、子ども・子育て会議の委員の皆様からいただくご意見を参考にさせていただきながら、進めさせていただく予定となっております。

次に、ニーズ調査の手法について、簡単にご説明させていただきます。対象者でございますが、大きく2グループございまして、それぞれのグループごとに、資料5、6と調査票を分けてございます。1グループ目につきましては、資料5になりますが、市内在住の0歳から5歳の児童が属する世帯、こちらが2,000件程度となっております。

資料6の2つ目のグループは、東久留米市立小学校2年生の学年全員の世帯、1,000件ほどとなっております。

前回調査では、市内在住の0歳から5歳の児童が属する世帯へアンケートを、郵送しまして、記入していただいた後に、郵送にて返送していただいております。2,000件配布した結果、1,074件返送されておまして、53.7%の回収率となっております。

東久留米市立小学校2年生の学年全員の世帯に対しましては、学校から調査票を配布しまして、学校にて回収いたしました。こちらは929票中、649票返送がされまして、69.9%の有効回収率となっております。

以上の回収結果から、今回設定しているアンケートの対象者数は、統計的な見地からも十分に信頼性が確保されており、妥当なものと考えてございます。

以上の結果をもとに、東久留米市における、需要量の見込みを正確に把握できるよう、また、対象者が答えやすいようなレイアウトの修正や、設問の精査も含め、調査票の作成を進めてまいります。なお、今回調査からは、インターネットによる回答も検討してございます。

次に、今後のニーズ調査に関するスケジュールでございます。次回、第2回会議において、本日の会議で委員の皆様からいただいたご意見や、今後、国から送付される作業の手引きなどを反映しまして、まとめた内容をご提案させていただく予定となっております。

次回会議で、議員の皆様にご確認いただいた後に、10月からニーズ調査を実施するというような、予定となっております。なお、今回調査では、国が策定することも大綱との関係から、子ども・子育て支援事業計画に関する、国からの手引き等が遅くなる可能性もございまして、その場合は、ニーズ調査の開始を後ろ倒しにする可能性もございます。

いずれにいたしましても、今後の会議で詳細をご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。説明は以上となります。

・会長

ありがとうございます。東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査票について、ございました。こちらの資料に関しまして、事前に送付されていると思いますので、委員の皆様は一度ご覧いただいたと思いますが、ご意見お聞きする前に、私の方から補足をさせていただきますが、このニーズ調査、今、課長の方からご説明がありましたように、かなりリバイスをかけて、内容、例えば文言も含めてですけども、調整して、過去の委員さんのご意見を反映して、今の状態になっているということ、まずご承知おき、改めてしていただきたいということと、特にその、一番後ろの部分ですね。問33であったり、問19だったりということも、この調査には見えない部分で、実態が、どういうことがあるんじゃないかっていうことが、過去のこのニーズ調査を行う上において、委員の皆様からいただいたところ、それをどのように反映していくかという形の中で、このような自由記述欄を設けさせていただいていると、こういった過去の歴史も踏まえつつ、今回もリバイスをかけていただきまして、このような調査票になっています。

私も大学の教員でございますので、こういうアンケート調査というのは、非常に回収率も気になるところでございまして、半数を超える回収率、また学校においてはですね、7割に近い回収率ということで、非常に回収率高いのではないかな、というふうに思っております。

加えて、過去からの流れを見るためにもですね、全てをドラスティックに変えてしまうんですね、経年変化というものが、ちょっと分かり辛くなるという視点もございまして、現段階で、こちらの調査票に関しましては、今言った、過去からの実績も踏まえたところでお作りいただいているところでございます。それも踏まえまして、委員の皆様から何かご質問等ございましたら、頂戴したいところでございますが、いかがでしょうか。はいどうぞ。

・委員

質問です。私も3年生の娘がおりまして、前回、回答させていただきました。書いていてかなりボリュームがあるもので、インターネットでの回答ができたらいいなというのは、記述のみではなくて、手軽にできるのかなというふうに思いました。

もう1つ、問31なんですが、問31の9番、「ママ友」「パパ友」という文言があるんですが、現状、会話の中で「ママ友」ってあんまり言わないな、って個人的に思っていて、例えば「子育てを通じた友人」とか、何か少し言い方が変わると。ちょっと、「パパ友」も、なかなか難しいな、とか思いました。以上です。

・会長

ありがとうございます。まず1つ目のご質問、インターネットでのご検討というところにつきまして、何か進捗状況等をご説明いただきたいと思えます。

・コンサル

はい。こちらの実施の方のお手伝いをさせていただく立場で、お答えさせていただきますと、やり方として、少し具体的にご説明しますと、調査票のところにですね、個別のID、番号っていうのを印字した形で、お送りさせていただいて、併せてURL等を、二次元コードでスマホとかで読めるようなものも印刷して、送らせていただきます。

それをすると、もちろん紙で、従来通りにお答えいただく方もいらっしゃいますけれども、スマホでかざして、答えて送信、という形で回答いただくということも、どちらもできる形になってます。そのIDの番号で、両方答えた方とかがもしいらっしゃった場合に、それをチェックして外すということも、処理していきます。

そういった形で、感覚的にですけれども、この保護者の方の年代層だと、大体半分ぐらいの方は結構インターネットで答えるところで想定をしているところでございます。

・会長

結論としては、やれますということですよ。

・コンサル

そうですね、はい。やる予定です。

・会長

具体的なやり方はまたともかくとしまして、やれます、ということですね。ありがとうございます。それと、文言のところですけども、ぜひご参考にしていただいて、前向きにご検討いただければというふうに思えます。

他にご意見、ございますか。はい、〇〇委員どうぞ。

・委員

無作為に、というふうなところがあるんですが、コードがあるということなので、実際に誰に送ったか分かるということになるということは、相手が外国籍の方、要するに元々

日本でお生まれになってない方々も、やはり多くいらっしゃるのかなと思うので、そういう方々に対して、言語を何か変更するなり、っていうような措置は、取っているんでしょうか。あるいは、平易なひらがなを振るなどして、誰でも分かるようになっているのかな、っていうのがちょっと気になりましたけども。

・事務局

外国籍や日本語が分からない方への対応ということでございますけれども、送付先の方は、当然こちら、事務方の方で把握してるものになりますので、ある一定、そういったところで予測することはできるとは考えているところでございます。ちょっと実際にですね、無作為抽出した際に、どれぐらいそういった方が、該当してくるのか、後、名前だけで判断できないような部分もございますので、そちらの方については、次の会までにちょっと対応の方を検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

・会長

ちょっと私の方から、コンサルにお聞きしたいんですけども、過去もこれまでもコンサルされている他の自治体でもありますが、こういった今のご質問に対するご対応など、あの経験があるのかどうなのか、また実際にはそこまでされてないのかなとは思いますが、他の事例をいただけるとありがたいと思います。

・コンサル

はい、それについてはですね。どういうふうにかつていうので、今、ご説明にあったように、どの国の方か分かって、実際にその方がどの言語なのかっていうところは、必ず一致しないところもあるので、想定して送るっていう場合もございますし、そういった方は何らか市の方にお問い合わせいただければ、何らか対応しますっていうような形でやることが、実際には多いかな、というふうには思います。

後、簡便な方法として、今英語だけは例えばインターネットのフォームでは作成するとかですね、全ての、っていうのはちょっと対応が難しいので、そういう中間的な対応でやっているっていう事例もございます。

・会長

また、運用に関しましてはぜひ市と調整していただいて、費用の問題もあろうかというふうに思いますので、よろしく申し上げます。ただ小学2年生のところに関しては、学校で調査することもあろうかと思しますので、そこでの対応ということも一つ考えられるのかな、というふうに考えているところでございます。

そろそろ時間の方も迫ってきたところでございますが、ここまでのところ、全て振り返っても結構でございますが、何か言い忘れたこと、もう一度ちょっとこの点についてお聞きしたいことがございましたら、挙手にてお願いいたします。

どうぞ。〇〇委員。

・委員

すみません、今の子育て支援のニーズ調査の案についてなんですけれども、無作為に2,000人なんですけれども、封筒か何かで送ってるんですか。今の時代なので、こういう内容を見ると、家族内容とか、そういうものを書かなくてはならないので、詐欺というか、そういうちょっと疑心暗鬼じゃないけど、そういう不安があるんですけれども、何か、対応というのはされているんでしょうか。

・事務局

基本的には、郵送の方で送らせていただくということになるんですけども、やはり、心配される方もいらっしゃるので、これがちゃんと市の調査であるということが、分かるように、ご案内を実施してまいりたいというふうに考えております。

・会長

今、〇〇委員が言われたことも確かだと思います。事前にですね、おそらく広報の方で、こういった調査を行いますよ、という事前告知が多分された後、封書で送られてくるといことだと思いますので、まずはそこで一つ、あると思います。

また、一つの参考例なんですけども、回答に不安な方は、こちらの番号にお電話ください、みたいところで、市の代表番号であれば、明らかにそれは市だということが分かるのかな、というふうに思うので、色んなところでアンケートをしていただける方が、安心してアンケートしていただけるように、市としても工夫していただければというふうに思っております。

いろいろとご検討いただければと思います。

6 その他

・会長

それでは次に、次第6、その他です。事務局よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、待機児童等について、事務局からご報告をさせていただきます。まず保育園につきましてはですね、先ほど私の方からご説明させていただいたところでございますが、昨年の7名からですね今年4月1日の時点では、0名というような形になってございます。資料の方、机上配布させていただきますので、よろしく申し上げます。

・事務局

それでは私の方から、学童保育所の待機状況についてご説明いたします。今年4月1日時点での、待機児童でございますが、85名となっております。昨年の4月と同じ時期の31名から、増加している状況でございます。

この状況につきましては、待機児童の発生してます学校区の学校の、特別教室等をお借りする調整などをしながら、対応を図っているところではございますが、借用がなかなかできない学校区、また借用ができてでもですね、指導員の目途が立たない、というようなこ

とで、待機児童の解消に至らないというような状況が生まれているところでございます。以上でございます。

・会長

ありがとうございます。こちら、その他事項でございますので、今日ちょっと皆様と、この件についてお話するところではないわけではございますが、やはり待機児童 85 名というところは、非常に気になる数字かなというふうに思っております。

それでは次に、次回の日程の確認をしたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、次回の開催についてでございますが、今回は 9 月下旬以降の開催を予定しているところでございます。詳細については、また決まり次第、追ってご連絡をさせていただきます。以上でございます。

7 閉会

・会長

ありがとうございました。それでは、これで本日予定しておりました内容は、全て終了いたしました。午後 9 時となりました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。以上